

「指定介護予防短期入所生活介護」 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」または「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者またはご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割から7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・食事摂取についての介助、援助につきましては介護保険からの給付となりますが、調理及び食材料費等の費用は保険外の費用となります。
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食： 8:00 昼食：12:00 夕食：18:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第８条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

☆住民税非課税世帯の方で所得金額に応じて減額措置が受けられる場合があります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者又はご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条）

以下のサービスは、サービスの利用が行われた時、または希望された時、実費相当額をご利用者又はご契約者に負担していただきます。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費及び居住費

サービスをご利用されると、別紙の費用をご負担いただきます。

② 理髪・美容

〔理髪サービス〕

- ・施設職員が行った場合は無料とします。
- ・理容師または美容師の出張による理髪サービスを利用される場合は実費をご負担いただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者又はご契約者の希望により個別に行われる活動で、原材料が必要な場合には材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご利用者又はご契約者は、サービス提供についての記録等を開示請求できますが、個人情報にかかる開示申請等に関する規則に従い交付いたします。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者又はご契約者に負担いただくことが適当であるものに限り、実費を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第８条参照）

前記（１）および（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

2. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 田中 美穂

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 西山 敬亮

生活相談員 池上 教幸

介護支援専門員 松尾 判司

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

○第三者委員会

樋口 雅子（監事）柳川市蒲生858番地8 TEL 0944-74-1760

白田さなえ（元利用者家族）久留米市野中町1175番地1 612号 TEL 090-5477-8964

3. 第三者評価の実施状況等

第三者評価による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	
	② なし		

4. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます、又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

5. 個人情報の保護

個人情報に関する基本規則及び個人情報取り扱い規則等に則り、適切に情報の保護に努めます。

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護施設 特別養護老人ホーム ありあけ園

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

_____ 氏名 _____ 印 _____

契約者住所 _____

_____ 氏名 _____ 印 _____

続柄（利用者との関係） _____

「重要事項説明書付属文書」

1. 職員の配置状況（併設の介護老人福祉施設と合わせて）

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和3年4月1日現在

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1 名	1 名
2. 生活相談員	2 名	1 名
3. 介護支援専門員	1 名	1 名（兼務可）
4. 介護職員	1 6. 1 名	看護職員2名以上を含 め、合わせて18.5名
5. 看護職員	4. 2 名	
6. 機能訓練指導員	1 名	1 名（兼務可）
7. 栄養士	1 名	1 名（栄養士でも可）
8. 医師（週2回回診）	1 名（非常勤）	1 名（非常勤）

*常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

令和3年4月1日現在

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（嘱託医）	毎週火・金曜日 14:00～16:00
2. 精神科医師	毎月第1、3水曜日 14:00～16:00
3. 介護職員	早出1 6:30～15:30 1名
	早出2 7:30～16:30 1名
	早出3 8:00～17:00 1名
	日勤 8:30～17:30 2～6名
	遅出1 9:00～18:00 1名
	遅出2 10:00～19:00 3名
	夜勤 17:00～ 8:30 2名
4. 看護職員	日勤 8:30～17:30 2～4名
5. 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30 1名
6. 栄養士	日勤 8:30～17:30 1名
7. 介護支援専門員	日勤 8:30～17:30 1名
8. 生活相談員	日勤 8:30～17:30 2名

*入浴日、行事等により出勤者数が変わります。

2. 行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431番地 Tel0944-75-6301 FAX0944-75-6340
柳川市福祉事務所	柳川市本町87番地1 Tel0944-73-8111 FAX0944-73-9211
福岡県運営適正化委員会	福岡県春日市原町3丁目1番地7 Tel092-915-3511 FAX092-915-3512
福岡県国民健康保険 団体連合会（介護保険課）	福岡市博多区吉塚本町13番47号 Tel092-642-7859 FAX092-642-7857